

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

地球環境の保全を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置する場合、工事費用の一部を次のように支援します。

¥ 28万円を限度に、太陽電池の最大出力1キロワットあたり7万円を補助します。

受付窓口 町民生活課住民生活係 (☎52-3315)

増改築（リフォーム等）

住宅改修奨励金交付事業

住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、現在住んでいる住宅の増改築や修繕等を行う場合、工事費用の一部を次のように支援します。

¥ 50万円を限度に、改修工事費用の20%を置戸町商業振興会発行の商品券にて助成します。

※工事費用の支払先が町外業者の場合は、上記奨励金額の2分の1とします。

受付窓口 町づくり企画課企画係 (☎52-3312)

高齢者等住宅改修費助成金交付制度

高齢者や障がい者の方々が安全で快適な在宅生活を送れるよう、段差の解消や手すりの設置等の住宅改修を行う場合、工事費用の一部を次のように支援します。

¥ 50万円を限度に、改修工事費用の2分の1を助成します。

受付窓口 地域福祉センター高齢者支援係 (☎52-3333)

老人居室整備資金貸付制度

高齢者とその家族の好ましい関係を維持するため、高齢者専用居室の増改築を行う場合、必要な資金を次のとおり貸し付けします。

¥ 200万円を限度に、無利子で貸し付けします。
※貸付金の据置期間は1年、償還期限は据置期間経過後9年以内とします。

受付窓口 地域福祉センター高齢者支援係 (☎52-3333)

障がい者居室整備資金貸付制度

障がい者専用居室の増改築を行う場合、必要な資金を次のとおり貸し付けします。

¥ 200万円を限度に、無利子で貸し付けします。
※貸付金の据置期間は1年、償還期限は据置期間経過後9年以内とします。

受付窓口 地域福祉センター高齢者支援係 (☎52-3333)